

新	旧	改定内容
<p style="text-align: center;">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和6年5月1日改定</p> <p style="text-align: center;">愛知県企業庁</p>	<p style="text-align: center;">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p style="text-align: center;">令和6年4月1日改定</p> <p style="text-align: center;">愛知県企業庁</p>	
<p style="text-align: center;">総目次</p> <p style="text-align: center;">— 積算基準及び歩掛表（水道編） —</p> <p>第1編 積算基準（共通編） 1 - 1 ~ 5</p> <p>第2編 積算基準（水道建設工事編） 2 - 1 ~ 83</p> <p>第3編 積算基準（水道調査設計業務編） 3 - 1 ~ 36</p> <p>第4編 積算基準（水道維持管理編） 4 - 1 ~ 23</p> <p>第5編 歩掛表（水道建設工事編） 5 - 1 ~ 146</p> <p>第6編 歩掛表（水道調査設計業務編） 6 - 1 ~ 52</p> <p>第7編 歩掛表（水道維持管理編） 7 - 1 ~ 29</p>	<p style="text-align: center;">総目次</p> <p style="text-align: center;">— 積算基準及び歩掛表（水道編） —</p> <p>第1編 積算基準（共通編） 1 ~ 6</p> <p>第2編 積算基準（水道建設工事編） 7 ~ 94</p> <p>第3編 積算基準（水道調査設計業務編） 95 ~ 132</p> <p>第4編 積算基準（水道維持管理編） 133 ~ 157</p> <p>第5編 歩掛表（水道建設工事編） 158 ~ 315</p> <p>第6編 歩掛表（水道調査設計業務編） 316 ~ 369</p> <p>第7編 歩掛表（水道維持管理編） 370 ~ 399</p>	<p>ページ数に章番号を追加</p>

<p style="text-align: center;">第1編 積算基準（共通編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 設計書の作成</p> <p>第1節 設計書の作成</p> <p>2-1-1 設計書の作成</p> <p>設計書とは工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 積算基準（共通編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 設計書の作成</p> <p>第1節 設計書の作成</p> <p>2-1-1 設計書の作成</p> <p>設計書とは工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督出来るよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p>	<p>表記の修正</p>
<p style="text-align: center;">第2編 積算基準（水道建設工事編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準（厚）</p> <p>2-1-3 直接工事費</p> <p>直接工事費は、工事個所又は工事の種類により各工事部門を工種、種別、細目等に区分し、それぞれの区分毎材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 積算基準（水道建設工事編）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準（厚）</p> <p>2-1-3 直接工事費</p> <p>直接工事費は、工事個所又は工事の種類により各工事部門を工種、種別、細目等に区分し、それぞれの区分ごと材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。</p>	<p>表記の修正</p>
<p>2-2-2 労務費（厚・県）</p> <p>4 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうちに4日以上以上の休日とする。</p>	<p>2-2-2 労務費（厚・県）</p> <p>4 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。</p>	<p>表記の修正</p>
<p>2-2-5 諸雑費（厚・企）</p> <p>2 注意事項</p> <p>(1)歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものとする。</p> <p>(2)資機材等の日々回送が必要な場合について 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼすおそれがある場合の積算については、別途考慮すること。</p>	<p>2-2-5 諸雑費（厚・企）</p> <p>2 注意事項</p> <p>(1)歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものとする。</p>	<p>資機材の回送が作業時間に影響を及ぼす場合の対応を追記</p>

2-4-3 共通仮設費の率分（厚・企）
1 共通仮設費の率分の積算
 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
2 共通仮設費率の補正
(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率（Kr）の補正
ア 地域補正
 表-2の適用条件に該当する場合、表-1の共通仮設費率（Kr）に、表-2の補正係数を乗じるものとする。
イ 共通仮設費（率分）の計算
 共通仮設費(率分)＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮した補正係数）
 ただし、共通仮設費率（Kr）は、別表第1による。
 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2-4-3 共通仮設費の率分（厚・企）
1 共通仮設費の率分の積算
 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごと求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
2 共通仮設費率の補正
(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率（Kr）の補正
ア 地域補正
 表-2の適用条件に該当する場合、表-1の共通仮設費率（Kr）に、表-2の補正係数を乗じるものとする。
イ 共通仮設費（率分）の計算
 共通仮設費(率分)＝対象額（P）×（共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮した補正係数）
 ただし、共通仮設費率（Kr）は、別表第1による。
 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表記の修正

別表第1 共通仮設費率（Kr）

対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	A×P ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
開削工事及び小口径推進工事等	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%

別表第1 共通仮設費率（Kr）

対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	A×P ^b により算定された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
開削工事及び小口径推進工事等	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%

算定式 Kr = A · P^b
 ただし、Kr : 共通仮設費率 (%)
 P : 対象額 (円)
 A · b : 変数値

注1) Kr の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。
 注2) 対象額の算定にあたっては、本節「2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

算定式 Kr = A · P^b
 ただし、Kr : 共通仮設費率 (%)
 P : 対象額 (円)
 A · b : 変数値

注1) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 注2) 対象額の算定にあたっては、本節「2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

厚表記の修正

2-4-7 安全費

1 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。
 (1) 安全施設等に要する費用
 (2) 安全管理等に要する費用
 (3) (1)及び(2)に掲げるものの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

2-4-7 安全費

1 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。
 (1) 安全施設等に要する費用
 (2) 安全管理等に要する費用
 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

表記の修正

<p>2-4-7 安全費</p> <p>2 積算方法</p> <p>(2) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>⑩トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p>	<p>2-4-7 安全費</p> <p>2 積算方法</p> <p>(2) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>⑩トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p>	<p>表記の修正</p>
<p>2-5-4 管材費・支給品・処分費等の取扱い</p> <p>4 処分費の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <p>①処分費（再資源化施設の受入費を含む）</p> <p>②上下水道料金</p> <p>③有料道路利用料</p>	<p>2-5-4 管材費・支給品・処分費等の取扱い</p> <p>4 処分費の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、平表のとおりとする。</p> <p>①処分費（再資源化施設の受入費を含む）</p> <p>②上下水道料金</p> <p>③有料道路利用料</p>	<p>表記の修正</p>
<p>2-5-5 現場管理費の計算・算定式（厚・企）</p> <p>1 現場管理費の計算</p> <p>施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算</p> <p>現場管理費＝対象純工事費 × {(現場管理費率標準値 (Jo) × 補正係数) + 補正值}</p> <p>対象純工事費：純工事費 + 支給品費</p> <p>現場管理費率標準値は、別表第2による。</p> <p>補正係数は、本節「2-5-3 現場管理費率の補正 1 施工地域を考慮した現場管理費率の補正」による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率標準値 (Jo) の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>2 算定式</p> <p>$Jo = A \cdot Np^b$</p> <p>ただし、Jo：現場管理費率 (%)</p> <p>Np：対象純工事費 (円)</p> <p>A、b：変数値</p> <p>(注1) Joの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>(注2) 対象とする純工事費については、「本章 2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	<p>2-5-5 現場管理費の計算・算定式（厚・企）</p> <p>1 現場管理費の計算</p> <p>施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算</p> <p>現場管理費＝対象純工事費 × {(現場管理費率標準値 (Jo) × 補正係数) + 補正值}</p> <p>対象純工事費：純工事費 + 支給品費</p> <p>現場管理費率標準値は、別表第2による。</p> <p>補正係数は、本節「2-5-3 現場管理費率の補正 1 施工地域を考慮した現場管理費率の補正」による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率標準値 (Jo) の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>2 算定式</p> <p>$Jo = A \cdot Np^b$</p> <p>ただし、Jo：現場管理費率 (%)</p> <p>Np：対象純工事費 (円)</p> <p>A、b：変数値</p> <p>(注1) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>(注2) 対象とする純工事費については、「本章 2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	<p>表記の修正</p>

2-6-4 一般管理費等率の補正

別表第3 一般管理費等率

①前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

Table with 4 columns: 工事原価, 500万円以下, 500万円を超え30億円以下, 30億円を超えるもの. Row 1: 一般管理費等率, 23.57%, 一般管理費等率算定式により算出された率, 9.74%

②算定式 [一般管理費等率算定式]

Gp = -4.97802 x Log(Cp) + 56.92101 (%)

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

(注) 1. Gpの値は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「本章 2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第4 一般管理費等率の修正

Table with 5 columns: 前払金支出割合区分, 0%から5%以下, 5%を超え15%以下, 15%を超え25%以下, 25%を超え35%以下. Row 1: 補正係数, 1.05, 1.04, 1.03, 1.01

(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2-6-4 一般管理費等率の補正

別表第3 一般管理費等率

①前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

Table with 4 columns: 工事原価, 500万円以下, 500万円を超え30億円以下, 30億円を超えるもの. Row 1: 一般管理費等率, 23.57%, 一般管理費等率算定式により算出された率, 9.74%

②算定式 [一般管理費等率算定式]

Gp = -4.97802 x Log(Cp) + 56.92101 (%)

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

(注) 1. Gpの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「本章 2-4-2 共通仮設費の算定方法」の「1 率計算による部分の(3)」及び同「5 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第4 一般管理費等率の修正

Table with 5 columns: 前払金支出割合区分, 0%から5%以下, 5%を超え15%以下, 15%を超え25%以下, 25%を超え35%以下. Row 1: 補正係数, 1.05, 1.04, 1.03, 1.01

(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

表記の修正

第5編 歩掛表 (水道建設工事編)

第4章 管布設工 (厚)

4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工

(2) 表4-1-4 メカニカル接合工 SWSU80611 (1口当り)

Table with 7 columns: 呼び径 (mm), 管長 (m), 配管工程 (m/日), 接合工程 (口/日), 配管工 (人), 普通作業員 (人), 雑材料. Rows for 75, 100, 150, 2,200, 2,400, 2,600 mm diameters.

- (注) 1. NS形 (継ぎ輪φ75~250mm)、NS形 (異形管φ300~450mm)、S型、SII型等離脱防止継手の場合は本歩掛に30%を上限として割増することができる。
2. 特殊押輪を使用する場合は下記の計算式を用いて割増することができる。
押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増%ただし、30%を上限とする。
3. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。
4. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。
5. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

* 積算システム反映範囲はφ75~φ1500

第5編 歩掛表 (水道建設工事編)

第4章 管布設工 (厚)

4-1-2 ダクタイル鋳鉄管接合工

(2) 表4-1-4 メカニカル接合工 SWSU80611 (1口当り)

Table with 7 columns: 呼び径 (mm), 管長 (m), 配管工程 (m/日), 接合工程 (口/日), 配管工 (人), 普通作業員 (人), 雑材料. Rows for 75, 100, 150, 2,200, 2,400, 2,600 mm diameters.

- (注) 1. NS形 (継ぎ輪φ75~250mm)、NS形 (異形管φ300~450mm)、S型、SII型等離脱防止継手の場合は本歩掛に30%を上限として割増することができる。
2. 特殊押輪を使用する場合は下記の計算式を用いて割増することができる。
押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増%ただし、30%を上限とする。
3. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。
4. 雑材料には、滑材、接合器具損料を含む。

* 積算システム反映範囲はφ75~φ1500

耐震補強金具の割増を追記

第6編 歩掛表（水道調査設計業務編）

第2章 水道設計業務

第1節 送配水管路設計歩掛（厚・企）

2-1-1 開削工法

(1) 開削工法

本歩掛は「管路構造物等標準設計」を利用する場合に適用する。これにより難しい場合は、「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算すること。

表2・1・1 開削工法標準歩掛 (1km当り)

職種 作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	0.5	1.3	2.6	4.0	4.0	3.3
設計計画	0.3	0.9	1.8	2.6	2.6	—
各種計算	—	0.9	1.9	2.8	2.7	2.2
図面作成	—	1.1	2.2	3.3	3.3	2.8
数量計算	—	1.3	2.6	3.9	3.9	3.1
審査	0.2	0.7	1.2	2.0	2.0	—
報告書作成	表2・1・2により別途積算計上					
計	1.0	6.2	12.3	18.6	18.5	11.4

表2・1・2 報告書作成 (1km当り標準歩掛)

職種 作業内容	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成	—	—	1.0	4.0	3.0	1.0	—

(2) 補正

補正係数は、①～⑤の補正係数を乗じたものとする。

① 管径による補正

表2・1・3 補正係数

呼び径 (mm)	—	700以下	800	900	1,000
補正係数	—	0.9	0.91	0.92	0.93
呼び径 (mm)	1100	1,200	1,350	1,500	1,600以上
補正係数	0.96	1.00	1.06	1.09	1.10

備考 補正対象の作業は次の項目とする。

ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査

第6編 歩掛表（水道調査設計業務編）

第2章 水道設計業務

第1節 送配水管路設計歩掛（厚・企）

2-1-1 開削工法

(1) 開削工法

本歩掛は「管路構造物等標準設計」を利用する場合に適用する。これにより難しい場合は、「水道施設整備費に係る歩掛表」により積算すること。

表2・1・1 開削工法標準歩掛 (1km当り)

職種 作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	0.5	1.3	2.6	4.0	4.0	3.3
設計計画	0.3	0.9	1.8	2.6	2.6	—
各種計算	—	0.9	1.9	2.8	2.7	2.2
図面作成	—	1.1	2.2	3.3	3.3	2.8
数量計算	—	1.3	2.6	3.9	3.9	3.1
審査	0.2	0.7	1.2	2.0	2.0	—
計	1.0	6.2	12.3	18.6	18.5	11.4

(2) 補正

補正係数は、①～⑤の補正係数を乗じたものとする。

① 管径による補正

表2・1・2 補正係数

呼び径 (mm)	—	700以下	800	900	1,000
補正係数	—	0.9	0.91	0.92	0.93
管径 (mm)	1100	1,200	1,350	1,500	1,600以上
補正係数	0.96	1.00	1.06	1.09	1.10

備考 補正対象の作業は次の項目とする。

ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査

報告書作成を追記

表記の修正

② 延長による補正
表2・1・4 補正係数

管路延長 (m)	補正率
300未満	0.60
300～ 500 "	0.70
500～ 700 "	0.80
700～ 900 "	0.90
900～1,100 "	1.00
1,100～1,200 "	1.08
1,200～1,400 "	1.17
1,400～1,600 "	1.26
1,600～1,800 "	1.36
1,800～2,000 "	1.48
2,000～2,300 "	1.60
2,300～2,600 "	1.73
2,600～3,000 "	1.87
3,000～	2.02

備考 1. 補正対象の作業は次の項目とする。
ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査、キ報告書作成
2. 対象延長に応じて1km当り標準歩掛の補正を行い、設計人工とすること。(対象延長は1km当り標準歩掛に乘じない。)
3. 設計業務委託の内容が複数の工事案件になる場合は、合計の管路延長に応じて補正すること。

② 延長による補正
表2・1・~~3~~ 補正係数

管路延長 (m)	補正率
300未満	0.60
300～ 500 "	0.70
500～ 700 "	0.80
700～ 900 "	0.90
900～1,100 "	1.00
1,100～1,200 "	1.08
1,200～1,400 "	1.17
1,400～1,600 "	1.26
1,600～1,800 "	1.36
1,800～2,000 "	1.48
2,000～2,300 "	1.60
2,300～2,600 "	1.73
2,600～3,000 "	1.87
3,000～	2.02

備考 1. 補正対象の作業は次の項目とする。
ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査
2. 対象延長に応じて1km当り標準歩掛の補正を行い、設計人工とすること。(対象延長は1km当り標準歩掛に乘じない。)
3. 設計業務委託の内容が複数の工事案件になる場合は、合計の管路延長に応じて補正すること。

報告書作成の追記による修正

③ 設計条件による補正
ア 難易の指数
設計条件の難易は、下表の設計検討に対応する指数をもって判別する。
表2・1・5難易の指数

設計条件 \ 指数	1	3	5	7
1. 地域環境	主として郊外地 又は住宅数少量	主として小市街地 又は住居地区	主として商業地区 又は住宅密集地	—
2. 道路復員	広い	標準	狭い	—
3. 埋設物	なし	あり	多い	—
4. 土質	—	—	部分的に検討を 要する	大部分が検討を 要する

備考 1. 「地域環境」は、住居等に対する振動、騒音の検討業務の度合を示す。
2. 「道路幅員」は、作業帯を確保した残りの道路幅が3.5mを標準とする。
3. 「埋設物」は、土工断面内に埋設物1本が設計区間の50%程度露出する場合を標準とする。
4. 「土質」は軟弱地盤又は流動化しやすい砂質地盤等で、基礎構造又は仮設工法の検討業務の度合を示す。

イ 指数の計と補正係数
表2・1・5より設計条件1～4に対応する指数の計の範囲で下表に示す補正係数を選択する。

表2・1・6 補正係数

指数の計	3～6	7～10	11～13	14～17	18～22
補正係数	0.70	0.85	1.00	1.15	1.30

備考 補正対象の作業内容は次の項目とする。
ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査

③ 設計条件による補正
ア 難易の指数
設計条件の難易は、下表の設計検討に対応する指数をもって判別する。
表2・1・~~4~~難易の指数

設計条件 \ 指数	1	3	5	7
1. 地域環境	主として郊外地 又は住宅数少量	主として小市街地 又は住居地区	主として商業地区 又は住宅密集地	—
2. 道路復員	広い	標準	狭い	—
3. 埋設物	なし	あり	多い	—
4. 土質	—	—	部分的に検討を 要する	大部分が検討を 要する

備考 1. 「地域環境」は、住居等に対する振動、騒音の検討業務の度合を示す。
2. 「道路幅員」は、作業帯を確保した残りの道路幅が3.5mを標準とする。
3. 「埋設物」は、土工断面内に埋設物1本が設計区間の50%程度露出する場合を標準とする。
4. 「土質」は軟弱地盤又は流動化しやすい砂質地盤等で、基礎構造又は仮設工法の検討業務の度合を示す。

イ 指数の計と補正係数
表2・1・~~4~~より設計条件1～4に対応する指数の計の範囲で表~~2・1・5~~に示す補正係数を選択する。

表2・1・~~5~~ 補正係数

指数の計	3～6	7～10	11～13	14～17	18～22
補正係数	0.70	0.85	1.00	1.15	1.30

備考 補正対象の作業内容は次の項目とする。
ア. 現地調査、イ. 設計計画、ウ. 各種計算、エ. 図面作成、オ. 数量計算、カ. 審査

図番号の修正

2-1-3 シールド工法

(1) シールド工法（厚）

表2・3・1 シールド工法標準歩掛表 (1km:1箇所当り)

作業内容	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	1.8	2.9	3.3	6.9	9.4	8.4	8.4
設計計画	0.9	1.5	2.2	3.7	4.7	3.7	—
発進立坑	0.9	1.3	2.8	4.6	5.8	4.8	1.6
到達立坑	0.6	0.9	2.1	3.4	4.2	3.6	1.4
1次覆工	—	—	1.6	2.4	2.9	2.6	1.4
2次覆工	0.8	1.1	2.0	3.2	4.1	3.3	—
図面作成	—	—	4.8	7.3	7.8	7.3	5.8
数量計算	—	—	4.0	6.0	7.5	5.5	4.5
報告書作成	表2・1・2により別途積算計上						
審査	—	3.6	4.6	—	—	—	—

2-1-3 シールド工法

(1) シールド工法（厚）

表2・3・1 シールド工法標準歩掛表 (1km:1箇所当り)

作業内容	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査	1.8	2.9	3.3	6.9	9.4	8.4	8.4
設計計画	0.9	1.5	2.2	3.7	4.7	3.7	—
発進立坑	0.9	1.3	2.8	4.6	5.8	4.8	1.6
到達立坑	0.6	0.9	2.1	3.4	4.2	3.6	1.4
1次覆工	—	—	1.6	2.4	2.9	2.6	1.4
2次覆工	0.8	1.1	2.0	3.2	4.1	3.3	—
図面作成	—	—	4.8	7.3	7.8	7.3	5.8
数量計算	—	—	4.0	6.0	7.5	5.5	4.5
審査	—	3.6	4.6	—	—	—	—

報告書作成の追記

(2) 補正

① 設計条件による補正

イ 指数の和と補正係数

表2・3・2により設計条件1～5に対応する指数の和の範囲で補正係数を選択する。

表2・3・3 補正係数

指数の和	0～6	8～10	12～16	18～22	24～28
補正係数	0.70	0.85	1.00	1.15	1.30

備考 2次覆工及び報告書作成は、補正対象外とする。

(2) 補正

① 設計条件による補正

イ 指数の和と補正係数

表2・3・2により設計条件1～5に対応する指数の和の範囲で補正係数を選択する。

表2・3・3 補正係数

指数の和	0～6	8～10	12～16	18～22	24～28
補正係数	0.70	0.85	1.00	1.15	1.30

備考 2次覆工は、補正対象外とする。

報告書作成追記による修正

② 延長による補正

延長による補正は、表2・3・1（1km:1箇所当り歩掛）に表2・3・4に示す管路延長による補正係数を乗じて行う。

表11・28 補正係数

延長(m)	1000 未満	1000 ～1250	1250 ～1500	1500 ～1750	1750 ～2000	2000 ～2250
補正係数	0.90	1.00	1.13	1.25	1.38	1.50
延長(m)	2250 ～2500	2500 ～2750	2750 ～3000	3000 ～3500	3500 ～4000	
補正係数	1.63	1.75	1.88	2.00	2.13	

備考1. 補正対象の作業内容は、次の項目とする。

ア. 1次覆工、イ. 2次覆工、ウ. 図面作成、エ. 数量計算、オ. 報告書作成

2. 対象延長は、トンネル延長とする。

② 延長による補正

延長による補正は、表2・3・1（1km:1箇所当り歩掛）に表2・3・4に示す管路延長による補正係数を乗じて行う。

表11・28 補正係数

延長(m)	1000 未満	1000 ～1250	1250 ～1500	1500 ～1750	1750 ～2000	2000 ～2250
補正係数	0.90	1.00	1.13	1.25	1.38	1.50
延長(m)	2250 ～2500	2500 ～2750	2750 ～3000	3000 ～3500	3500 ～4000	
補正係数	1.63	1.75	1.88	2.00	2.13	

備考1. 補正対象の作業内容は、次の項目とする。

ア. 1次覆工 イ. 2次覆工 ウ. 図面作成 エ. 数量計算

2. 対象延長は、トンネル延長とする。

報告書作成追記による修正